

第153回 石川県都市計画審議会議事録

平成23年3月25日(金) 10時00分から
石川県庁舎 11階 「1109会議室」

◎事務局：それでは定刻になりましたので、ただいまから、第153回石川県都市計画審議会を開催いたします。

審議に入ります前に、事務局を代表いたしまして 常田次長からご挨拶申し上げます。

○次 長： 県土木部次長の常田でございます。

都市計画審議会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席賜りまして、また日頃から土木部の行政、都市計画行政につきまして、ご支援・ご協力を賜っております。この場をお借りして、重ねて御礼申し上げたいと思います。

さて、本日の審議会は、2件の案件を予定しております。

金沢都市計画区域区分の変更、それから津幡都市計画道路の変更に関する案件の2件でございます。

また、報告事項といたしまして、1月に開催いたしました「いしかわの都市計画検討専門委員会」の方から、白山市、能美市、小松市の区域再編案についてご説明すると、こういう予定になっております。

近年の地方分権という流れの中、様々な制度・仕組みが大きく変わろうとしております。こういった中で、都市計画決定にあたりましても、地域の自主性を高めようとする観点から、大幅な見直しが検討されているということもお聞きしているところでございます。

これが完成されれば、今まで以上に地方の創意工夫を活かした都市計画を推進することが可能になるということございまして、本県におきましても、より県民ニーズに応じたまちづくり・地域づくり等々進めていきたいと考えておりますので、また、この件に関しましても、委員の皆様方のご支援をいただきたいと思っております。

そして、最後になりましたけれども、東北地方太平洋沖地震についてでございますが、県の支援について少しだけ、この場とはあまり関係ないのですが、ご披露しておきたいと思っております。

救命・救援活動につきましては、既に消防防災ヘリとか緊急消防援助隊、県警広域緊急援助隊、それから医療救護班等々も現地に着任して救援活動等々を行っているところですし、物資の提供につきましても、県の備蓄物資の提供を既に行っているところでございます。

特に土木部では県営住宅の方の管理もしておりますので、避難者を県営住宅で受け入れることをしております、相談件数が240件以上となっております。

既に数10名の方が入居されているというようなことも聞いております。

そういった体制とか、私どもは土木ですので公共土木施設とか、現地の復旧に直接職員を派遣するというようなことも既に準備をしております、まだ現地が受け入れ体制が整っていないということもございますので、実際にはまだ派遣は、土木部としてはまだですが、環境部で一部下水道の方で1週間ほど調査に入るといってございませうけども、土木部では既に準備はしているといっことでございませう。

石川県も、ちょうど4年前、3月25日ですので4年前の本日になりますか、能登半島地震で、全国からの多大なご支援を頂いておりますので、そのご恩返しも含めまして、最大限の支援をしてみたいと考えております。

以上、ご報告だけさせていただきます。

本日は、審議会の方、どうぞよろしくお願いを申し上げて、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひします。

◎事務局： 続きまして、お手元の配布資料の確認をお願いいたします。

A4の紙、議事次第、A4の冊子、議案書、それから、3枚ものございませうけど、資料1、第4回いしかわの都市計画検討専門委員会の結果報告それから、2枚ものございませうけども、資料2、都市計画決定案件市町決定一覧表をお配りしております。足りない資料がございましたら、事務局までお知らせ願ひします。

それでは、前回9月3日に開催しました審議会以降の委員の方々の交代につきまして、ご報告申し上げます。議案書の1ページから3ページをご覧下さい。

学識経験者委員におかれましては、商工業・経済分野の委員につきまして、角間俊夫様に替わりまして中島秀雄様に願ひすることになりました。

市長の代表委員におかれましては、石川県市長会会長の山出保様から山野之義様に替わられました。

市議会議長の代表委員におかれましては、高村佳伸様から田中仁様に、町村議会議長の代表委員におかれましては、金田之治様から坂井幸雄様に替わられました。

また、臨時委員におかれましては、石川県土地改良事業団体連合副会長の酒井悌次郎様から同会会長の西村徹様に替わられました。

以上、委員の交代についてご報告いたしました。

なお、本日の審議会には、出席依頼委員24名の方にお願ひしておりますけども、現在のところ1名委員の方が遅れてお願ひして、現在19名の委員の方々にご出席いただいております。

それでは、これより川上会長に議事進行をお願ひ申し上げます。よろしくお願ひいたします。

◆会長： 本日は、委員の皆様には年度末のご多用中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今、事務局からご報告がありましたように、ただいま、出席依頼委員24名中

19名のご出席をいただいているとのことですので、半数以上のご出席ということで、本日の審議会は有効に成立しておりますことを、ご報告いたします。

それから、本日の議事録の署名委員ですが、今回は、大泉委員と高山委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは議事に入りたいと思います。はじめに、事務局から前回の審議会の結果報告をお願いいたします。

◎事務局：議案書の4ページの方をご覧ください。前回の第152回審議会の結果についてご報告いたします。

前回、承認の旨答申のありました、小松能美都市計画道路の変更につきましては、本日3月25日付けにて県告示がなされております。以上で、前回審議会の報告を終わります。

◆会長：次に、議案の審議に入ります。委員の皆様におかれては、議事進行にご協力のほど、よろしくお願いいたします。

議案第1513号金沢都市計画区域区分の変更についてを上程いたします。事務局から説明して下さい。

◎事務局：それではご説明いたします。議第1513号金沢都市計画区域区分の変更についてです。お手元の議案書では、7ページから10ページ、図面は11ページになります。こちらのスクリーンと合わせてご覧ください。

まず、区域区分についてご説明いたします。区域区分とは、いわゆる線引きと呼ばれている制度で、都市計画区域内の無秩序な開発を抑制し、計画的な市街地を形成するため、市街化を促進する市街化区域と、市街化を抑制する市街化調整区域とを区分するものです。

この図は、県庁を中心としました、金沢西部副都心地区周辺を示すものでありまして、位置の状況ですけれども、北陸自動車道がこちらの道になります。金沢外環状道路海側幹線がその北側の方にあります。金沢港に向かって駅から金沢駅港線、いわゆる50m道路ですが、道路が走っております。その沿線に石川県庁と、県立中央病院が位置しております。

今回の区域区分の変更は、県庁から北東約1kmに位置する、南新保地区において、住宅地整備の実施が確実となったため、隣接する既に宅地化された区域をあわせて、面積約0.5haを、調整区域から、市街化区域に編入するものです。左側の方に、現況写真を載せております。

なお、当地区は、計画的な市街地の面整備が確実となった段階で優先的に市街化区域に編入することが確定された地区であり、将来は約40人の居住人口を想定しております。

また、用途地域については第一種住居地域とし、周辺の既成市街地とあわせて、良好な住環境の保全を図るものです。用途の決定につきましては、金沢市決定であり、先月、市の都市計画審議会において了承されているところでございます。

以上が、金沢都市計画区域区分の変更内容でございます。

なお、本案件については、本年2月8日から2週間、縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。以上でございます。

◆会 長：只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はございますでしょうか。

特にないようですので、本案はご承認いただいたものとさせていただきます。

それでは、議案第1514号津幡都市計画道路の変更についてを上程いたします。事務局から説明して下さい。

◎事務局：議第1514号津幡都市計画道路の変更についてご説明致します。お手元の議案書では、13ページから14ページ、図面は15ページになります。

まず最初に、本県における都市計画道路見直しの取組状況についてご説明いたします。

本県では、昨年度末までに計画総延長1,036kmの都市計画道路を決定しておりまして、そのうち約6割の601kmが整備済でございますけれども、2割にあたる約200kmが当初決定より20年以上経過した現在でも整備が未整備となっている状況でございます。

長期未着手となっている路線については、近年の社会情勢とか、まちづくりの方向性の変化、公共事業費の縮減などにより、都市計画道路としての必要性が変化してきており、その見直しが必要と考えております。

このような状況の下、本県では、平成15年度に都市計画道路見直しガイドラインを策定し、各市町において順次長期未着手道路の見直しを進めてきております。

これまでに、金沢市などの6市町で見直しが完了いたしまして、現在は、白山市や、本日ご審議いただく津幡町などの4市町が、現在見直しの作業を進めております。

津幡町の都市計画道路の整備状況につきましては、昨年度末で都市計画道路の総延長33.8kmのうち、約7割にあたる24.1kmが整備済となっており、20年以上未整備となっている路線は2kmということで、全体の約6%というような状況でございます。

次に、見直しの経緯についてご説明いたします。津幡町では、平成21年度より見直しに着手しておりまして、これまでに4回の都市計画道路見直し検討委員会を開催し、パブリックコメントを1回、地元説明会を4回実施しております。

その結果、未整備及び概成区間を含む6路線3.6kmを見直し対象といたしまして、うち4路線総延長3.1kmについて変更を行うことといたしました。

見直しにあたっては、

- ①機能を代替する道路が確保されている。
- ②地形等の制約により物理的に整備困難、もしくは事業費が膨大となる。
- ③地域コミュニティや歴史的資源等の喪失の恐れがある。
- ④土地利用状況及び計画が変化している。

などの4つの観点について定量的・定性的に評価を行っております。

そして、交通上、防災上の支障の有無を確認した上で、廃止や変更などを総合的に判断しております。

次に、見直し対象路線についてご説明いたします。この画面は、津幡町の市街地中心を示しております。主な道路といたしまして、こちらが国道8号津幡バイパスがありまして、町の中心部を津幡川が流れております。また鉄道においては、JR北陸本線とJR七尾線が走っております。町の南側にアルプラザがございまして、その北側に津幡町役場がある、というような状況でございます。都市計画道路は黒い実線で示しております。これらの中から、本津幡太田線など6路線を今回の見直し対象といたしております。

これらの6路線について、先ほどご説明しました4つの観点に基づき、検討を行っております。その結果、青で示した2路線が継続、緑の1路線が変更、赤の3路線が区間廃止もしくは全線廃止となる結果となりました。

本審議会でご審議いただく案件といたしましては、県決定対象路線となる本津幡太田線などの3路線になります。まず最初に、本津幡太田線でございます。

本路線は、JR七尾線本津幡駅を起点といたしまして、津幡町中心部を通過し、太田地区に至る幹線道路として、昭和32年に都市計画決定されております。整備状況は、本津幡駅から加賀爪交差点付近までの895mが整備済み、そこから県道横浜交差点までの450mの区間が現在事業中、そして残りの1315mが未整備となっております。

当該区間は、現道約5mの道路を12mの幅員に拡幅する計画となっておりますが、今回この計画区間を廃止することといたします。その理由といたしまして、本路線と南北に並行する舟橋南中条線、及び住ノ江北中条線が既に計画幅員で整備を終えており、また、両路線をつなぐ清水中須賀線も整備済みであるため、これらの道路へのアクセスにより交通処理等の代替が可能となったことが挙げられます。また、区間の廃止に伴い当該路線の終点の位置が変わりますので、路線名を本津幡横浜線に変更いたします。

続きまして、舟橋南中条線についてです。本路線は旧国道159号であり、津幡駅とかほく市方面を結ぶ幹線道路として昭和32年に都市計画決定されており、現在は国道8号津幡北バイパスと国道159号津幡バイパスが合流いたします舟橋JCTにアクセスする幹線道路となっております。整備状況につきましては、起点からの約120mと、終点側の約2400mが整備済み、残りの980mが概成となっております。

変更内容といたしまして、概成区間において、現在、16mに拡幅する計画を12mの幅員に変更するものです。理由といたしましては、国道8号津幡バイパスが平成12年に4車線整備されたことによって本路線の自動車交通量が減少したことや、駐車帯の利用を伴う沿道施設の立地が今後とも少ないと判断されるためです。また、起点から約120mの区間についても、整備済の道路線形に合わせて変更を行うこととしております。最後に、中央通り線の変更でございます。

本路線は、本津幡駅付近を起点といたしまして、市街地の東西をつなぐ幹線道

路として、昭和32年に都市計画決定されております。起点から中津幡駅付近までの約1500mが整備済、そこから約160mが来年度より事業予定となっております。残りの約160mが未整備となっております。

この未整備区間に関しましては、現道幅員約6mの道路を12mに拡幅する計画としておりますが、今回、この計画区間を廃止するものです。その理由といたしまして、現道のバイパス機能を有する杉瀬バイパスの整備が平成3年度より進められており、津幡町から小矢部市方面への主たる交通が当該バイパスに移行することで、当区間の代替え機能が確保されたためです。

以上が、津幡町の都市計画道路の変更内容になります。

なお、本案件につきましては、本年2月4日から2週間、縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上でございます。

◆会 長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんでしょうか。

●委 員： 今の具体的な路線についてどうこうというわけではないのですが、説明の中で、都市計画道路の見直し条件について4つ例示いただきました。少し見させていただきたいのですが、地形等の制約により整備が困難、また、事業費が膨大となる、というのは、そもそもそういうところに都市計画道路をつくるのがおかしい、という単純な疑問からいきますと、そういうものが条件に入っていることがいがかかと思うのです。

そもそも事業費が膨大になるような、例えば家が建て込んでくる可能性があるから都市計画道路の決定をするわけですので、こういう条件があること自体が疑問に思うわけですけども、少し説明していただけないか。

◆会 長： 説明をお願いします。

◎事務局： ご意見おっしゃる通りですけれども、まず、当初決定時の状況で、例えば地形等の制約により物理的に整備が困難というような具体例をひとつ挙げます。

当初、計画決定された場合に例えば線路と交差するような道路を都市計画決定したりする場合がございますが、その場合、線路と平面交差するような計画となっていることがあります。

ただ、現在はいろんな交通事情とかJR等との調整の中で、原則そういった交差道路は跨線橋だとか、下に潜るようなボックス構造にしたりする状況に変わってきており、事業費が膨大となるようなことが出てきます。

では、それをしないのか、ということなのですが、その整備の必要性について、現在、事業費も含めて、沿道の住宅の張り付き具合も考えまして、やる・やらないということを今回の見直しで検討いたしました。そこでは、当時の状況の変化をしっかりと現在に当てはめて考えてみるということで、見直しの観点として挙げております。

◆会 長：よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

●委 員：そうしましたら、地形というものはそもそも変わるということは普通考えられないことですので、このあたりの説明をもうちょっと、地形等の制約ではなくて、別のインフラとの制約によりとか、もう少しわかりやすい言葉にさせていただくことが、わかりやすいのではないかな、ということをお願いしておきたいと思えます。

◆会 長：事務局よろしいですか？

◎事務局：ご意見頂戴いたしまして、今後も見直しの市町がございますので、そちらでまた反映していきたい、というふうに思います。

●委 員：具体的な例等を調べたことがあるのですが、確かに地形等で少し無理なような条件で既に決められていて、ここでも審議したのですが、廃止案件に上がってきたものがあります。昔と現在で道路の縦断線形と言いますか、縦断勾配と言いますか、そういうものが考え方が変わってきているとか、あるいは今回の場合は昭和32年ということですが、当時十分な検討がなされていない可能性があるということが、私の方で少し考えているところです。

◆会 長：他にご意見等ございませんでしょうか。

●委 員：本津幡太田線の廃止の件ですけれど、今お伺いしますと、道路そのものの代替性は確保されているということですので特に問題ないかな、と思うのですが、最初の説明で、現道が5mしかないということで考えますと、区画道路としても少し心許ない、最近の歩行者・自転車に優しいまちづくりを考える上では、廃止をするにしても何らかの措置がいるのではないかな、と思うのですが、今後の予定等、どのように考えているのか、少しお示しいただければと思います。

◆会 長：事務局から説明お願いいたします。

◎事務局：これは町道に位置づける道路となりますので、津幡町さんがおいでますので、整備計画についてご説明いただきたいと思います。

◆会 長：よろしくお願ひいたします。

◎津幡町：都市建設課長の岩本です。よろしくお願ひします。今のご質問なのですが、この話につきましては、地元の説明会に出たときにもご質問いただいております。現在の道路につきましては、県道と町道が重複した道路になっていまして、再来年

くらいには町道として町が引き受ける道路となります。それで、今、都市計画道路についての廃止を予定しておりますが、特にカーブとか一部狭い場所につきましては、町道として一部改良というような形で地元の要望を聞きながら対応したいというふうに考えております。

また、検討委員会等が出た意見なのですが、逆に大きな広い道になると尚更交通量が増えて危ないのではないかと、というような話もありましたし、この道に関しては旧北陸道になる集落の中の道になるものですから、そのような景観にも配慮した形で町が引き受けて対応したいと考えております。以上です。

◆会 長：よろしいでしょうか？

●委 員：はい。

◆会 長：他にご意見・ご質問ございますか？

他にございませんようですので、当案はご承認いただいたものといたします。審議はこれで終わりますが、報告事項として、高山委員の方から、1月17日に開催されました、第4回いしかわの都市計画検討専門委員会の協議結果について、説明をお願いいたします。

◎高山委員：専門委員会の委員長を務めております、高山でございます。それでは、白山市、能美市、小松市の区域再編に関する専門委員会での検討結果の報告をさせていただきたいと思っております。お配りしております、資料1、第4回いしかわの都市計画検討専門委員会の結果報告と、スクリーンと併せてご覧いただきたいと思います。

昨年3月に開催の第151回当審議会において、白山市、能美市及び小松市の都市計画区域の再編として、各市1都市計画区域として、土地利用制度を一本化するという旨の報告をいたしました。今回は、本年1月17日に開催しました第4回専門委員会において、県として区域再編の考え方と3市の土地利用制度案について討議いたしましたので、その結果について報告したいと思います。

まず最初に、県の区域再編の考え方についてですが、これはそこに示していますように、5つの方針を設定しております。この5つの方針について、順を追って説明したいと思います。

まず、合併市町は、原則として1市町1都市計画区域に統合する、ということです。これは、土地利用制度が異なる都市計画区域が存在する市町が合併した場合に、市域において、権利制限の格差が生じるため、一本化することで解消するものです。

制度の一本化にあたっては、人口の動向であるとか、産業の伸び、開発圧力、そういうものを考慮します。市町の都市マスタープランとの整合を図りながら、区域区分、いわゆる先ほど説明がありました線引き制度ですけれども、そういう区域区分、あるいはこれに替わる規制誘導を検討することにします。

検討の結果、開発圧力の高い都市は、区域区分による規制誘導を図るということ、また、区域区分を設定する場合には、いくつか問題が出てくる場合がございます。具体的には、市街化調整区域において、開発行為や建築が制限され、少子高齢化の進行によりまして、既存の集落では、人口減少が進む、それによってコミュニティ維持が危惧されると、そういうことが出てきます。その対応としましては、地域の活性化や計画的な土地利用誘導というものの施策を検討することになります。

一方、区域区分を廃止する場合です。ここでもまた問題が発生する場合がありますが、具体的には、用途地域外の無秩序な開発が懸念されます。その対応としましては、新たに、まちづくり条例とか、あるいは特定用途制限地域といったものを活用し、既存集落のコミュニティ維持や、無秩序な郊外開発の防止策、そういうのを検討することになります。

区域再編の具体的な計画案の策定にあたっては、県は広域的な見地から、近隣市町間で土地利用制度に格差が著しく生じないように十分連携を図りながら広域的な調整を図るものとしています。

以上が、県の区域再編の考え方でありまして、先般の専門委員会で、この方針の内容を了承しました。

次に、3市の土地利用制度についてご説明いたしたいと思います。少し地図が小さくてわかりにくいところもありますが、手元に資料が配付してありますので、それもお覧いただければ、と思います。

まず、白山市です。現在、旧松任市は区域区分、用途地域が有ります。それから、旧美川町と旧鶴来町はいずれも区域区分とか用途地域の指定はありません。開発圧力については、各地域とも従来より非常に高いため、区域区分を継続して、旧美川町、それから旧鶴来町で新規に区域区分を設定することになります。また、市街化調整区域では、人口減少による既存集落の活力維持が危惧されるため、地域の活性化や計画的な土地利用を誘導する制度を設定する方針です。

次に、小松市では、現在は、区域区分と市街化調整区域における開発許可制度というものによって、開発圧力のコントロールがされているため、今後ともそれを継続する方針にしています。

次に、能美市です。現在は、旧根上町と旧寺井町は区域区分、用途地域が有ります。旧辰口町にはそのいずれも指定はされていません。開発圧力は、市全域で考えますと県平均に比べてそれほど高いというふうには言えないと思います。そして、旧辰口町では小規模な既存集落が非常に分散していて、区域区分を設定した場合に、これらのほとんどが調整区域となります。そうすると、コミュニティの維持が危惧されるというようなことも考えられます。

そこで、能美市としましては、区域区分を廃止するというにすることにするわけですが、それでは先ほどのような課題がいくつか出てきますので、その課題に対応するために、まちづくり条例、それから特定用途制限地域と、そういうものを指定するなどして活用しながら、既存集落の活力維持と、用途地域外における無秩序な郊外開発と、そういうものを防止するという方針に決めました。

以上が、各市における土地利用制度の内容、そういうものは異なるわけですが、市街化調整区域とか用途地域外の開発規制に、各都市間で格差が著しく生じないように県が

調整を行う、そのような内容について、専門委員会です承しました。

最後に、今後の予定についてご説明したいと思いますが、来年度は、都市計画区域マスタープランや具体的な区域再編案を策定して、地元説明と合わせて、国土交通省並びに農林部局の関係機関との協議を行う予定です。その後、専門委員会で討議または了承を行った後に、当都市計画審議会に付議して、平成24年度以降に都市計画の変更を予定していると、そういう状況です。

以上で、いしかわの都市計画検討専門委員会の報告を終わりたいと思います。

◆会 長：それでは、只今の、高山委員からの報告についてご質問、ご意見はございませんでしょうか。

●委 員：冒頭に常田次長から都市計画を大々的に見直すようなお話がありましたし、今ほども専門委員会の方からマスタープランとかを24年度に審議するようなお話もありました。

この際、東北関東大震災の状況を十分な検討もせずに申し上げて申し訳ないのですが、この際に大々的な見直しをしていただければいいのではないかと思います。というのは、被害状況を見てみますと、どうしても平野部に住宅ができていますので、防災面という観点から見直してほしいし、それと風致地区というものがあるのですが、あれなんかも少し解除すればどうかなというような思いでおります。

最近、特に里山・里海ということで、その区域もかしましいわけですが、ああいう震災を見てみますと、やはり少しでも高地のところに住宅街をつくれるようにあまり厳しく制限しないようなことを思いながら、せっかく都市計画審議会というものがあのですから、従来から見てみますと、どうも決まっているものを後からどうやというようなお話の内容が多いように思いますけども、もう少し積極的にそういう防災というようなものを頭に入れた改革というか調整というか、そういうものが必要ではないかと、そんなふうにしてならないわけです。そんな私の個人的な意見ですけどいかがでしょうか。

◆会 長：事務局、何かありますか

◎事務局：都市計画課長の竹村でございます。現在都市計画というのは非常に転換期にありまして、先ほどの津幡の例でも計画決定してから50年、金沢の道路でいうと昭和5年くらいですから80年くらい経っています。ですから、昔、車もない時代に決められた道路とか、そういうものもかなりあると。

都市計画は大きく言って、土地利用、先ほど線引きとか用途地域とかありましたけども。土地利用ともうひとつが都市施設です。道路・公園・下水道というような、いわゆるインフラ、都市基盤の施設です。こういうものを20年、30年見通した上で決めていきたいというふうになっております。

今ご指摘の防災の話ですけども、これについてもかなり昔から都市計画として、例えば広い道路に街路樹を設けて、もしも災害になったときにそれが避難路

になるように、大きな公園が避難地になるように。こういうものはマスタープランの中で随時決めさせていただいております。

今回のように想定を遙かに超えるようなものに対しては、我々も無力なところを感じているわけですが、こういう計画あるいは復興にあたりまして、こういう観点は非常に重要なものですから、十分配慮した上でまた都市計画に反映していきたいと思っております。

今、委員ご指摘の特定課題的なものがあれば、今回専門委員会で土地利用制度をやっておりますけども、必要に応じてまた検討課題として加えさせていただければというふうに思っております。また、よろしく申し上げます。

◆会 長：よろしいでしょうか

●委 員：はい。提案しておきたいと思っております。

●委 員：今ご発言いただいたように、確かに都市計画を含めて色々なものの既成の概念とか制度を見直すべきような状況が発生していると思っております。今後石川県としても、課題をいろいろ検討して取り組んでいきたいと思っております。

今回の大震災については、東北の方の大学の研究者のざっと周りの状況を見た報告を私も拝見したのですが、かなり津波で大きな被災を受けたところは、市街化調整区域だったところが多いというようなことも聞いています。だから結果的に面的な被害が比較的少なく済んだのではないかと、ということも聞いていますが、今後、またそういうことも含めて震災を受けたところの調査も含めて行いながら石川県の検討をぜひ今後進めていただけたらいいなというふうに思っております。

◆会 長：他にご意見等ございませんでしょうか。

●委 員：今回たまたま市町村合併の結果、隣接市において、都市計画制度、地方分権の中で、各市町でいろんな都市計画が運用できるような仕組みになってきているわけで、区域区分の廃止と、区域区分の継続・拡大という異なる状況になっているわけです。

先ほど高山委員からご説明いただいたように、それぞれ工夫して、石川県が調整するような形で出来るだけ両者の方法に差がないような、あまりそのような間で格差があることは好ましいことではありませんので、差がないような形で、それぞれの地域特性に合わせた制度を運用する方向で検討されています。

地方分権で、かなり市町へ県から権限が委譲されているわけですが、今後そういった広域的な調整も一方では必要になっていると思っておりますので、制度があるなし、ということもあるのですが、石川県も積極的な役割を果たしていただきたい、というふうに願っております。

◆会 長：他に何かご意見等ございませんでしょうか。

それでは、他にないようですので、最後に、事務局の方から報告事項を説明願います。

◎事務局：お配りしてありますA3資料2都市計画決定案件市町決定一覧表をご覧ください。これは、前回の、第152回審議会で報告した分以降で、市町審議会で審議決定された都市計画決定案件の一覧表でございます。

全体で19件あり、このうち前回報告済みで、その後に決定告示されたものが1件あります。表の一番上でございます。また、前回審議会以降に市町の審議会で審議されたものが18件ございます。このうち、8件は既に決定告示を終えております。

2枚目のA4市町別・種類別都市計画決定案件数は、市町別の件数を取りまとめたものでございます。

以上でございます。

◆会 長：只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。

特にないようですので、これで、本日諮問のありました、案件・報告につきましては、審議が終了いたしました。それでは事務局にお返しいたします。

◎事務局：ご審議、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、本日の都市計画審議会を閉会といたします。どうもありがとうございました。